

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	下川崎地区 (坂ノ下・上ノ内・鍛冶屋・佐久間・戸ノ内・越田・日向・浜子・北・北原)
協議の結果を取りまとめた年月日	(第2回)令和6年5月30日 (第1回)令和5年8月22日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、法人の経営体も在りながら農業者の平均年齢74歳と高齢化が進み、後継者不足が懸念される。また地域の3～4割の農地が今後も規模拡大もしくは現状維持していく意向であるが、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、多面的機能保全組合や中山間地域等直接支払制度による組織の活動を維持発展させ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】
主な作物: 水稻、野菜類
当地区に耕作地を持つ認定農業者: 9名
団体経営体: 2経営体
多面的機能保全組合: 1組織
中山間地域等直接支払集落協定: 5組織

(2) 地域における農業の将来の在り方

個々の農業者の意見を尊重しながら、高収益作物への転換を検討していくとともに、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化や省力化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を今後も継続的に活用しながら、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって魅力のある農業を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理が行われる区域については、一部は中山間直接支払制度の組織により定期的に実施できている。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有 適格法人等へ農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズ等を踏まえ、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携 して相談体制を確立し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--